

## 開発事業に係る環境配慮指針

### 1. 目的

開発事業は、民間事業、公共事業ともに様々な環境への影響を及ぼす可能性を持っています。これらの影響を最小限に抑制し、良好な環境を保全・創造していくためには、地域特性に応じて、事業実施前から十分な対応を行うことが重要です。

また、事業者（行政を含む）は、自らの事業活動に際して、こうした環境への配慮を自主的かつ率先的に実施し、地域に公表していくことにより、地域社会での理解と協力が得られやすくなるとともに、そのような環境への配慮の実績や独自技術の構築が、その後の事業活動における資産にもなってくると考えられます。

この指針は、このような考えに基づいて、事業活動の各段階にわたって、環境に配慮すべき事項についてまとめるとともに、以下のねらいで作成するものです。

- (1) 事業者(行政を含む)が、開発事業を実施する際に、本市の地域の特性を踏まえて、自主的な環境への配慮を適切に行うための指針とする。
- (2) 市域における現在の様々な環境問題の解決に必要な予見的・総合的な環境行政を推進するための仕組みの一つとする。
- (3) 地域特性に応じた土地利用を促していくことなどにより、公害や環境汚染、身近で良好な自然環境の減少などの未然防止を図るとともに、各地域の環境資源の保全と創出を図り、豊かな地域環境づくりを進める。

### 2. 位置づけ

この指針は、市の環境施策等との関連を次のように位置づけています。

なお、この指針は、事業者による環境への配慮のための目安として、環境関連の条

例・要綱等を補完する役割をもつものであり、既成法令の枠を超えて、事業者等の行動や活動を制限するものではありません。

#### (1) 岡山市環境保全条例との関係

岡山市環境保全条例第10条では、市長が「市民及び事業者が環境保全及び創造を図るために配慮すべき事項を示した指針を策定する」ことを規定しています。

この指針は、この規定に基づき、特に環境への影響が大きい開発や事業開始時等において環境に配慮すべき事項等を示したものです。

#### (2) 岡山市環境基本計画との関係

第2次岡山市環境基本計画は、「豊かな自然と調和した持続可能なまち」をめざすという理念に基づき、市政全体の中で、今後の岡山市の環境関連計画・事業に方向性を与えるものですが、その実現のためには、市民・事業者・行政が各々の行動の中で、環境への配慮を行うとともに、協働して環境づくりに取り組む必要があります。

この指針は、このうち事業者による環境への配慮の推進のために必要な仕組みの一つとして位置づけられるものです。

#### (3) 環境影響評価制度との関係

この指針に基づく環境配慮情報や事業者等による配慮の実績等を踏まえ、環境影響評価制度の事前段階での環境への配慮の確立など、国、県及び市の環境影響評価制度との連携が図れるよう努めることとしています。

#### (4) 岡山市生物多様性地域戦略との関係

岡山市生物多様性地域戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施

策を総合的・計画的に推進するためのものであり、重点プロジェクトとして、開発行為や事業活動における適切な環境への配慮を推進することとしています。

この指針を適切に活用することが、当プロジェクトの推進の一助となります。

#### (5) 他の環境施策・条例・要綱等との関係

事業者が適切な環境への配慮を行うためには、環境関連の法令・条例・要綱等の遵守はもとより、より高度な取り組みを自主的、積極的に進めることが求められます。

そのためには、日常の事業活動だけでなく、開発事業に際しても、計画段階から活用できるような環境への配慮の方法についての情報が必要です。

この指針は、このような環境への配慮の方法をまとめたもので、環境に対して総合的に対応できるようにしたものです。

### 3. 環境への配慮

開発事業にあたって、事業者が適切な環境への配慮を進めるために必要となる事項は、次のとおりです。

#### (1) 事業計画地の選定

開発事業に際して、環境への配慮を実施する上での基本は、事業実施にあたって「どこ」に立地する方が環境への負荷がより少なくなるかを検討し、より適切な地域を事業計画地として選定していくことです。

なお、事業計画地が既に決まっている場合には、地域特性からみて、環境への負荷がより少なくなるよう適切に事業内容を検討していく必要があります。

ここでは、こうした事業計画地の選定や事業内容の検討など、構想段階での環境への配慮項目と基本的方法を以下に示しています。

	環境への配慮項目	環境への配慮の基本的方法
--	----------	--------------

ア	自然環境の保全	良好な自然環境地での立地の自粛 自然環境を分断しやすい地域での立地の自粛
イ	地域の環境資源の有効利用	自然環境資源の活用が図りやすい事業計画地の選定 水資源の活用が図りやすい事業計画地の選定 歴史的文化的資源の活用が図りやすい事業計画地の選定 公共交通機関の利用が図りやすい事業計画地の選定 既存施設等の有効利用が図りやすい事業計画地の選定 物流の効率化が図りやすい事業計画地の選定
ウ	自然災害からの安全確保	自然災害からの安全確保に配慮した事業計画地の選定
エ	生活環境への影響防止	地域分断(地域コミュニティの分断)の防止に留意した事業計画地の選定 快適な歩行空間の確保や自動車公害防止に留意した事業計画地選定 地域の自動車交通量の円滑化に留意した事業計画地の選定
オ	環境汚染の防止	公害や環境汚染の回避及び公害や環境汚染が発生した場合での影響の最小化が図りやすい事業計画地の選定
カ	エネルギーの有効利用	未利用エネルギーの利用が図りやすい事業計画地の選定 排熱等の有効利用が図りやすい事業計画地の選定

キ	廃棄物資源の有効 利用	廃棄物の資源としての有効利用が図りやすい事業 計画地の選定
---	----------------	----------------------------------

(2) 事業計画地における土地の利用及び施設配置等

事業計画地での土地の利用や施設配置等の検討段階における環境への配慮については、事業計画地及びその周辺の地域特性から見て、「どこに」、「どのような」施設等を、「どのように」配置していくことが、事業の実施に伴う環境への負荷をより少なくできるか等について検討することが大切です。そして、それに基づき、代替案について適切な対策を行っていくことが必要です。

ここでは、このように土地の利用や施設配置等の検討段階での環境への配慮項目と基本的方法を以下に示しています。

	環境への配慮項目	環境への配慮の基本的な方法
ア	自然環境の保全と 活用、育成	良好な自然地形の保全と活用 自然地形の改変量の最小化 貴重な生物の生息・生育環境の保全及び影響の回避 貴重な生物の生息・生育適地への移植や誘導 身近な自然とのふれあい空間の確保
イ	地域の環境資源の 保全と活用	樹林地や緑地（樹林地・農地等）等の環境保全機能の維持・増進 地下水かん養機能の維持保全と向上 良好な緑地環境の保全と創造 良好な水辺環境の保全と創造 自然の連続性の確保や創造 景観資源の保全と活用 農地の有する緑地景観の保全と活用 周辺地域との景観的調和

		歴史的又は文化的環境の保全と活用
ウ	自然災害からの安全確保	緑地等の保水機能，災害防止機能の保全と育成 自然災害からの安全性の確保 周辺地域への自然災害の派生防止
エ	生活環境の保全	周辺地域における交通渋滞の防止，交通安全の確保 事業計画地周辺の土地利用への影響回避
オ	環境汚染の未然防止	大気汚染，水質汚濁，騒音・振動，悪臭，地盤沈下， 土壌汚染等の公害や環境汚染の防止 有害物質による環境汚染の回避 日照阻害・電波障害，光害等の防止 周辺地域への公害や環境汚染の未然防止に留意した施設配置
カ	エネルギーの節約や有効利用	建物や建築物の省エネルギー化 自然エネルギーの活用 未利用エネルギー等の有効利用
キ	廃棄物の減量・資源化	廃棄物等の減量化・資源化やリサイクルに留意した施設配置計画 建設廃棄物の減量化や資源化に留意した造成・建築計画の検討

### (3) 土地の改変や建物の建設等の工事計画段階

事業計画地における土地の利用や施設配置等が決定した後の環境への配慮については，地形の改変や工事の施工等にあたり，その施工時期や方法を適切に検討していくことが大切です。

ここでは，こうした事業計画地における土地の改変や建物の建設等工事計画の立案段階での環境への配慮項目と基本的方法を以下に示しています。

	環境への配慮項目	環境への配慮の基本的な方法
ア	自然環境への影響の回避・低減	地形の改変等による自然環境や生態系への影響の回避・低減 生物の生息環境の確保等に留意した道路、池・堰等の整備 地域の生態系に留意した緑地の整備及び緑化等
イ	環境汚染の防止等	地形の改変等における伴う公害の防止 建設工事時の重機の使用等に伴う公害の防止 工場跡地等における土壌汚染・地下水汚染物質の除去等
ウ	生活環境への影響の回避・低減	建設工事に伴う生活環境への影響の回避・最小化 資材の搬出入に伴う生活環境への影響の回避・低減
エ	土砂等埋立・搬出処分等に伴う環境への影響の回避	埋立土砂等による地域の生活環境や生態系への影響の回避等 建設残土等の搬出・処分等に伴う環境への影響の回避
オ	建設廃棄物の減量化・資源化	建設残土や廃材等の分別と資源化・有効利用 熱帯産木材等の使用自粛

#### (4) 施設の操業や供用時の計画段階

施設の操業や供用時における環境への配慮は、省資源や省エネルギー、公害の未然防止等、日常の事業活動や施設運営に伴う環境への負荷が低減できるように、事業の計画段階から適切な対策や工夫を図っておくことが大切です。

また、事業の終了後や事業内容の変更に伴う跡地利用や施設の解体など、長期的な観点からの環境への影響についても、できる限り事前に配慮していくことが望まれます。あわせて、すでに実施した環境への配慮状況について、定期的に事

後評価し、施設や事業における適切な環境マネジメントシステムの確立などを図ることが必要です。

ここでは、こうした施設の操業や供用の計画段階での事業中及び事業終了後における環境への影響の低減等に向けて、環境への配慮項目と基本的方法を以下に示しています。

	環境への配慮項目	環境への配慮の基本的方法
ア	緑地や植栽等の維持管理	自然環境・生物生息環境機能等の向上に配慮した緑地や植栽等の維持管理方法の検討 農薬の適正使用等に伴う生態系への影響の回避・低減
イ	自動車等交通利用に伴う環境負荷の低減	自動車利用の適正化及び効率化 公共交通機関の活用 低公害車の導入及び自動車の適正な整備管理
ウ	水利用・排水等に伴う環境負荷の低減	水資源利用に伴う下流域や地下水への影響の回避・低減 雨水の有効利用，保水機能の向上，地域の水資源の保全 使用水の有効利用 排水等の適正な管理
エ	施設や設備の利用に伴う環境負荷の低減	施設や設備の運転に伴う騒音・振動等公害の防止 低公害型機器や設備の導入
オ	エネルギー利用・廃熱等の発生に伴う環境負荷の低減	エネルギー利用に伴う大気汚染物質の排出抑制 地球温暖化防止等に留意したエネルギー利用等の推進 施設の操業・運営等における省エネルギー対策

		適正な照明利用等による光害の防止・低減
カ	廃棄物の発生に伴う環境負荷の低減	製品の製造及び製造過程における廃棄物の資源化・循環利用 商業施設におけるリサイクルの促進 廃棄物の適正処理
キ	有害物質等の使用や発生に伴う環境負荷の低減	有害物質の使用の適正化・減量化等
ク	事業の終了や廃業に伴う環境負荷の低減	事業終了後や跡地利用を考慮した計画の立案
ケ	事後評価の実施	供用後の定期的な事後評価の実施による管理の促進

#### 4. 見直し

この指針は、今後の社会の情勢や科学的知見の集積に的確に対応するため、見直しが必要な場合は、適切に対応していくものとします。

##### 附 則

本指針は、平成14年3月1日から適用する。

##### 附 則（令和3年1月8日決裁岡環保第4089号）

本指針は、決裁の日から適用する。